

外国人が

神谷重章＋藤原史朗＋孫敏男＋金秀幸

公務員になつたつて

朴明義＋黄光男＋A＋十隆司＋李節子＋原千代子

いじやないか

田中宏＋須田春海＋金敬得

という本



在日外国人の地方公務員・教員就職マニュアル



外国人が公務員になったって いいじゃないかという本

在日外国人の地方公務員・教員就職マニュアル

編んだ人

岡 義昭●東京都北区役所＝自治体職員
水野精之●東京都板橋区役所＝自治体職員
話した人

神谷重章●兵庫県立松陽高校＝教員

藤原史朗●尼崎市立尼崎高校＝教員

孫 敏 男●川西市役所＝自治体職員

金 秀 幸●尼崎市役所＝自治体職員

朴 明 義●高砂市役所＝自治体職員

黄 光 男●尼崎市役所＝自治体職員

A ●尼崎市役所＝自治体職員

下 隆司●明石市役所＝自治体職員

李 節子●看護短期大学＝教員

書いた人

原千代子●神奈川民間連＝団体職員

田中 宏●愛知県立大学＝教員

須田寿海●市民運動全国センター世話人

金 敬得●弁護士

☆

小綿 剛●東京都立武蔵高校(定)＝教員

与那原恵●フリーライター

沢辺 均●スタジオ・ポット

組んだ人

佐藤文子／沢辺 均

画いた人

三好史恵●イラストレーター

協力してくれた人・団体

在日本韓国青年会中央本部●在日本韓国青年

会東京本部●在日本韓国学生会中央本部●在

日外国人の公務員採用を実現する東京連絡会

●白龍寅君の神戸市職員採用裁判を支える会

●民族差別と闘う神奈川連絡協議会●外国人

登録法と闘う自治体労働者連絡会●島津猛

(三重大学＝教員)●鄭嘆恵(広島修道大学＝

教員)●朴光春(統一日報＝記者)●大塚素子

☆ SPECIAL THANKS ☆

永井栄俊●民族差別と闘う大阪連絡協議会●

韓国・朝鮮人生徒の教育を考える会(東京)

●多摩・韓国・朝鮮人生徒の教育を考える会

●三多摩指紋押捺に反対する連絡会●西條正

弘●朴善国(敬称略・順不同)

最後に故・梶村秀樹氏の御助力に感謝の意を

表わし御冥福を御祈りいたします

1989年11月27日発行

編 者…岡 義昭 水野精之

発行人…沢辺 均

発行所…ポット出版◎

東京都渋谷区神宮前3-6-18-C

03-478-1774 FAX. 03-402-5558

発売元…株式会社径書房

東京都千代田区三崎町2-13-5

影山ビル

03-234-4608 Fax. 03-263-7019

印刷所…K & S

在日外国人の地方公務員・教員就職マニュアル

外国人が

公務員になったって

いじやないか

という本

財団

外国人が公務員になったっていいじゃないかという本
在日外国人の地方公務員・教員就職マニュアル

ぼくらは本をつくらうと決めた！

第1章 ● 外国人が公務員になったっていいじゃないかという挑戦

座談会 ● 兵庫の一五年をふりかえる

いろいろな国の人間が市役所で働いておって当り前なんや

神谷重章＋藤原史朗＋孫敏男＋金秀幸＋朴明義＋黄光男＋A＋下隆司

インタビュ ● 看護専門職の国籍条項が撤廃された

私がいこんなにおかしいと思うこと、人が黙っている訳がない

李節子

川崎の国籍条項撤廃の闘いから

共に生き、共に学び、共に働く社会をめざして

原千代子

第2章●外国人が地方公務員になったっていいじゃないかという手引

地方公務員という仕事

データ●在日外国人採用状況

受けれる受けれない全国一覧

102

第3章●外国人が教員になったっていいじゃないかという手引

教員という仕事

データ●在日外国人教員採用状況

受けれる受けれない全国一覧

144

参考資料●私立学校間い合わせ先一覧

第4章●外国人が公務員になったっていいじゃないかという理屈

「在日」の存在と国籍による制限

田中宏

150

外国籍住民と自治体改革

須田春海

165

130

国籍による制限の法的諸問題

金敬得

169

第5章 ● 外国人が公務員になつたていいじゃないかというネタ

資料

外国人の国家公務員任用に関する行政実例／外国人の地方公務員任用に関する行政実例／
看護三職の国籍要件についての内閣法制局見解／都議会予算特別委員会における藤田都議
質問／地方公共団体における外国人任用状況調査の概要

法令

国家公務員法(抜粋)／外務公務員法(抜粋)／人事院規則八—十二(抜粋)／人事院規則八—
十八(抜粋)／地方公務員法(抜粋)／職業安定法(抜粋)／労働基準法(抜粋)

ぼくらは本をつくろうと決めた！

今年の五月、自治省は全国で働いている外国籍の地方公務員の人数を発表しました。それによれば、昨年四月一日現在、全国の自治体において、臨時や非常勤の職員をふくめて、一、六一六人の外国人が地方公務員として働いていて、そのうち常勤の職員は五三九人ということです。

みなさんは、この数字を見てどんな感じを持たれましたか。もうこんなに多くの外国人が自治体の職場で働くようになっているのかと驚くひと、まだこれだけしか採用されていないのかと憤るひと、そして、外国人も公務員になれるという事実そのものを新鮮にうけとめたひとも多いかもしれません。

外国人も公務員になれますかという問いに、どういう答え方をしたらいいのかけっこう迷います。どうしてかという点、すべての職種にわたって門戸をひろく開放している自治体がある一方には、全面的に国籍による制限をもうけて外国人の受験を拒んでいる自治体があり、そして、両者のあいだには、職種によって受験可であったり、不可であったりする自治体があるという、とにもかくにも、さまざまにいりみだれている現状のなかでは、ひとことではとても答えられないからです。

というわけで、ぼくらは本をつくろうと決めました。

なんやかんやいっても、やっぱり、人生の一大事にはちがいない就職をひかえた、在日の生徒や学生を眺み手にイメージしながら、ぼくらはこの本をつくってききました。彼や彼女が、もし、先生になりたいとか、市役所で働くのもいいなと考えたとしたら、それだけのことで、いやおうなく彼や彼女は、この国の社会にある大きな、しかも理

不尽な壁にぶちあたることになります。この壁をまえにして、いろんな選択がありえるでしょう。壁にエイツと立向い風穴をあけてやろうという決断があるかもしれません。あるいは、壁のないところを見つけて、ヒヨイと入ってみるという方法もあります。どちらにしても、この本は実用的なマニュアルとして役に立つはずです。

ぼくらは教師や役所の職員がなにかしら特別な仕事だとは考えていません。世の中にいろいろある職業のひとつです。だから、ことさら公務員になることをすすめるつもりはありません。ただ、自分のやりたい仕事は公務員の仕事で、公務員を目指した彼や彼女が、理不尽な壁をまえにして途方にくれることのないように、あきらめて、ひきかえすことのないように、ぼくらはこの本をつくりました。

だから、進路指導にたずさわる先生たちに、この本を読んでもらえたらと思っています。自治省の発表からもわかるように、外国人は公務員になれないという思い込みは、事実の問題として間違っています。にもかかわらず、「外国人は公務員になれないから……」と指導され、希望する進路をあきらめたり、希望の進路にすすむために、したくもない帰化をしたという事例を見聞きすることがあるのです。

もちろん、学校の進路指導の責任だけをあげつつてもしかたないでしょう。たしかに、無理もないといえはいるのです。出版されている職業案内の本をチェックしてみると、これは保母の場合ですが、日本国籍がなくても保母資格はとれるが公務員にはなれないというような、間違った内容の記述がまかりとおっているからです。なにより第一の責任は、国籍による制限をはずしたのはいいにしても、そのことを積極

的に知らせるでもなく、募集要項の受験資格のところから、「日本国籍を有する者」という九文字を削って、それでおしまいというような役所の姿勢にあります。

ぼくらの同業者である役所で働いているひとたちにも、この本を読んでもらいたいと思います。役所のなかで働いているのは、みんな日本人という思い込みは、ばくぜんとしたものであっても、けっこう根強いものです。しかし、現に事実として外国人が働いている自治体が多く存在しています。外国人は公務員になれないという「常識」はすでにくつがえされ、国籍による採用の制限の範囲は明らかに狭められていく方向にあります。自治体の国際化が語られる今日、そうした流れはさらに加速されていくでしょう。

住民には、日本国籍のひとと外国籍のひとといて、みんな地域社会を構成しているんだという前提からすれば、カウンターの内側に外国籍のひとがいたって、不思議でもなんでもない、ごく自然なことだとみんなが感じるようなときがきつとくるし、こなくちやいかんとぼくらは思っています。

というわけで、こんな本ができました。よろしくノ

一九八九年一〇月八日

岡義昭＋水野精之

第①章

外国人が公務員になったっていいじゃないか

という
挑戦

座談会 ● 兵庫の一五年をふりかえる

いろんな国の人間が市役所で 働いておつて当り前なんや

神谷重章＋藤原史朗＋孫敏男＋金秀幸
朴明義＋黄光男＋A＋卞隆司 ● 発言順

● 高砂市役所が国籍条項を再度付けた

最初に先生の方から、この間の兵庫の運動の流れというか、これこれこういう運動があつて撤廃されてきてということがまず最初にくると思いますので、そのへんからお願いできますか。

神谷 ● 僕は教師して二〇年ですけれども、就職の問題で具体的にこれはやっておれんぞということと動きたしたのは高砂市役所の朴君の件からですな。

彼が高校を卒業したのが七七年の三月。で、二年五ヵ月働いた七九年の九月の時点で高砂市役所がこともあろうに彼が現に働いているのに、それを後目に国籍条項を再度付けた。その理由は、近隣の明石、加古川、姫路がその時点では国籍条項を付けておつた、自分とこは国籍条項を外して現に採用したけれども、他とのつりあい上付け

たつてかまわんだろうということ……。

その時にですね、高砂高校にいて一年目でしたけれど、びつくりしまして、学校が責任をもって就職保障していった子がそういう状況に置かれてゐるってことは見捨てられないということで、校長、教頭先頭に学校ぐるみで必死にとりくんだんです。地域の民団の組織もですね、これは捨ておけない話しだということで……。ジャンカジャンカ太鼓を叩き続けた結果、高砂市はたったの二週間ですぐ国籍条項を取りました。

僕はそこで何を教えられたかというと、高校の中で韓国人、朝鮮人の生徒と係わるということはやってきたんだけど、その頃は卒業して進学であれ就職であれ無難に入っていたら良かったということと終わってたんですけれどね、これはいかに高砂市役所は国籍条項ないけれど他は国籍条項付けとるということとまた就職差別事件が起こると、であるならば地域で地道なとりくみを今後やり、やるなかで就職差別を撤廃していかなければならない、いうことをまあ教えられたわけです。

●なんで私に英語教えられないのか

八〇年の四月に同じ市内の松陽高校に転動しましたが、次に何があったかというと朴君と同じ学年だった女の子でしたけれどもね、教員採用の問題です。自分自身は朝鮮人でいろんな苦しい思いを噛みしめておったと、そんなときに、日本人教師が相手

して心開くいうよりも、朝鮮人教師が教壇から一声かけるといことが、どんなに同胞生徒に勇気を与えることになるかと、そう言う女の子がですね、大阪は受けられるのになんで兵庫は受けられないんか、私は英語の教師になろう思うんだけど、日本人教師に英語教えられるってなんで私は教えられるのか、その理由を教えて欲しいとつきつけられましたね……。

僕は高砂市役所の件と半年後の教員採用の問題、卒業して別れた生徒がいろんな場所に散っていったって、その場で立ち竦むという事例を二つ見て、兵庫の国籍条項撤廃いうのを具体的に自分なりの課題にしたわけです。だから僕が藤原さんなんかと「兵庫県在日朝鮮人教育を考える会」というサークルで在日朝鮮人、韓国人の就職差別撤廃闘争にですね、手くみあい肩くみあい前に進もうとしたのは八〇年からなんです。それ以前の歴史に関しては後の話してやっていただきますが、兵庫で国籍条項撤廃を具体的な課題として、僕らがやってきたよというのは、八〇年、もうじき九年たつわけですね。

●加古川と姫路は電話一本

まず県下の市役所を調べていったんです。公衆電話に一〇円玉を入れてましてダアーっと人事課に電話して、国籍条項の有無と、あるところはなんであるんだと理由等を聞きながら……。国籍条項ありと答えたのが、明石、三木、小野、豊岡、姫路、加古川

神戸の七つ、それ以外の赤穂、宝塚とか芦屋とかはなかったんです。

国籍条項ないなら一定の姿勢があつてなくしているかというところ、そうじゃないんです。まさか在日外国人、韓国人、朝鮮人の子が、受験に来るはずはないという前提があつて付けてないだけの話という自治体もあるんです。ところが運動の姿勢を持つて問い合わせたから、彼らは一応募集要項を見て、ないならないという形で答えました。その答えたことを根拠にしてね、以後は付けさせんとやっていったわけです。

で、七つの自治体、国籍条項があるのを取つていかなければならない。高砂市があえて国籍条項を付けた理由というのは、隣の姫路、加古川、明石が付けたと、自分とこだけ国籍条項外しとくこともあるまいと軽い気持ちで付けたということを知っていましたから、当面、その三つの市にとりくみを集中したわけです。

調査したその時点で加古川と姫路はすぐ撤廃。加古川なんかは、隣りの高砂のスタモンダを耳にしていますから、問題を起こされるよりは取ったほうがいいというくらいの気持ちで取ったんです。そしてもう一カ月後に姫路市役所が取った。申し入れをしたと電話で日時をセットしているうちに、何を思ったか取っちゃった。ぼくは笑い話で言っているけど加古川と姫路は電話一本で取っちゃった。

●明石と小野は交渉を重ねて

残るのは東の明石、その明石は八〇年の九月にとりくみを始めたんです。僕自身が

明石の住民なので市民運動で展開したんですが、結果的に明石市役所は壁厚く撤廃にはいたらなかった。その後、八五年になって明石と神戸を相手にとりくみを始めたんです。スッタモンダ半年ほどやりまして、結果的には、夜の一時半近くまでの交渉が二回、一番最後の八六年二月一二日の交渉は明け方の四時ぐらいまで……、トコトン解決させようという雰囲気の中で、明石市役所が要請を受けとめて撤廃していったというのがあるんですね。明石が撤廃したのが、八六年の四月なんです。

交渉して取っていったというのが明石、もう一つは小野いうところなんです。何回もの交渉を、車に相乗りしながら、みんな来てくれとやっただけです。小野市の論理は自治省の見解でなかなかムニャムニャと……。その交渉の中で、当局側の全員が小野市民じゃないということが分かりましてね、で、僕らはあげ足を取って、住民籍を持つてないじゃないか、住民籍を持たずして市の職員になっていいのかとやっただけです。そうしたら、公務員というのは有能な人材を幅広く集めるというのが趣旨だから住民籍がなくとも採用してもかまわないんだと言うわけです。で、僕らはまた、住民籍を持たないあんたらが住民籍を持った在日の人達の受験を拒否して……、とそういうやりとりをする時は茶化して、ある時は鋭くしながらですね、共に暮らすという住民を何故採用出来ないのかということで、小野も撤廃していったんです。八六年に明石と小野が撤廃、そして豊岡も撤廃し、九六年間のとりくみで、兵庫県下は神戸市以外全部、国籍条項を撤廃したわけなんです。

●国籍条項撤廃の裁判を通して

で、神戸市のみが国籍条項を付けとる。自治省の見解に従っておるということ、他の政令指定都市が取っていない、率先して取るほどの勇気がないというのが神戸市の現時点での見解です。これに対して、神戸の就職差別、神戸市役所の国籍条項撤廃の裁判を、もう三年何ヵ月かになりますがやっています。白龍寅（ベク ヨンイン）君が、神戸市役所を受けようとしたけれども受験拒否という目にあった。このことを裁判に訴え今とりにくんでいます。裁判だけでなく裁判を通して在日の問題をですね、いろんな場所に訴えてこれからも歩いていきたいと思っています。

●違憲保障という問題にぶちあたって

七〇年代の運動ということになると思いますが、さきほど神谷先生の話の中で出た「前史」の部分を含めてですね、藤原先生の方からお願いします。

藤原●兵庫が就職差別撤廃のとりくみに先んじたというのは……。当時、尼崎工業高校、湊川高校定時制、このへんの学校を中心に解放教育運動というのが起きてきたんです。これは教師の側の運動もあるけれども、生徒の側から糾弾という格好で、学校体制あるいは教師の差別発言に対する糾弾が阪神間の各学校でボンボン起きてくる。で、差別をなくしていく、差別から解放されていく教育、そのとりくみが進められて

自治省の見解●「公務員に關する當然の法理として、公權力の行使又は公の意思形成の参画に携わる公務員となるためには日本国籍を必要とする」という見解